

大分県報

平成二十九年
号外（七〇）
七月三日

（月曜日）

目次

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正……………	一
大分県個人情報保護条例の一部改正……………	一
職員の退職手当に関する条例の一部改正……………	二
大分県条例等の一部改正……………	三
大分県税特別措置条例の一部改正……………	七
ふるさととおいた応援基金条例の一部改正……………	七
大分県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正……………	八
大分県宅地建物取引業審議会条例の廃止……………	八
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正……………	八

○条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年七月三日

大分県条例第二十三号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月三日

大分県報号外（条例）

別表第四中五の二の項を五の三の項とし、五の項の次に次のように加える。

五の二 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
-----------	--	----	---

別表第四に次のように加える。

八 教育委員会	条例特別支援教育就学奨励費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	一 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 二 外国人保護関係情報であつて規則で定めるもの
---------	------------------------------------	----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年七月三日

大分県条例第二十四号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県個人情報保護条例の一部を改正する条例

大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作

られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。

第十五条第二号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十六条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第三十三条第三項第二号中「（平成十五年法律第五十八号）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大分県情報公開条例の一部改正）

2 大分県情報公開条例（平成十二年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「記述等」の下に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

大分県条例第二十五号

職員 の 退職 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例

職員 の 退職 手 当 に 関 する 条 例 （ 昭 和 二 十 八 年 大 分 県 条 例 第 百 五 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 する。

第十 条 第十 項 中 第三 号 を 第四 号 と し、 第二 号 を 第三 号 と し、 第一 号 の 次 に 次 の 一 号 を 加 え る。

二 その 者 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合

イ 特 定 退 職 者 で あ つ て、 雇 用 保 険 法 第 二 十 四 条 の 二 第 一 項 各 号 に 掲 げ る 者 に 相 当 す る 者 と し て 規 則 で 定 め る 者 の い ず れ か に 該 当 し、 か つ、 知 事 が 同 項 に 規 定 す る 指 導 基 準 に 照 ら し て 再 就 職 を 促 進 す る た め に 必 要 な 職 業 安 定 法 （ 昭 和 二 十 二 年 法 律 第 百 四 十 一 号 ） 第 四 条 第 四 項 に 規 定 す る 職 業 指 導 を 行 う こ と が 適 当 で あ る と 認 め た も の

ロ 雇 用 保 険 法 第 二 十 二 条 第 二 項 に 規 定 す る 厚 生 労 働 省 令 で 定 め る 理 由 に よ り 就 職 が 困 難 な 者 で あ つ て、 同 法 第 二 十 四 条 の 二 第 一 項 第 二 号 に 掲 げ る 者 に 相 当 す る 者 と し て 規 則 で 定 め る 者 に 該 当 し、 か つ、 知 事 が 同 項 に 規 定 す る 指 導 基 準 に 照 ら し て 再 就 職 を 促 進 す る た め に 必 要 な 職 業 安 定 法 第 四 条 第 四 項 に 規 定 す る 職 業 指 導 を 行 う こ と が 適 当 で あ る と 認 め た も の

第十 条 第十 一 項 第 五 号 中 「 公 共 職 業 安 定 所 」 の 下 に 「、 職 業 安 定 法 第 四 条 第 八 項 に 規 定 す る 特 定 地 方 公 共 団 体 若 し く は 同 法 第 十 八 条 の 二 に 規 定 す る 職 業 紹 介 事 業 者 」 を 加 え る。

附 則 に 次 の 一 項 を 加 え る。

39 平 成 三 十 四 年 三 月 三 十 一 日 以 前 に 退 職 し た 職 員 に 対 す る 第十 条 第十 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は、 同 項 中 「 第 二 十 八 条 まで 」 と あ る の は 「 第 二 十 八 条 まで 及 び 附 則 第 五 条 」 と、 同 項 第 二 号 中 「 口 雇 用 保 険 法 第 二 十 二 条 第 二 項 に 規 定 す る 厚 生 労 働 省 令 で 定 め る 理 由 に よ り 就 職 が 困 難 な 者 で あ つ て、 同 法 第 二 十 四 条 の 二 第 一 項 第 二 号 に 掲 げ る 者 に 相 当 す る 者 と し て 規 則 で 定 め る 者 に 該 当 し、 か つ、 知 事 が 同 項 に 規 定 す る 指 導 基 準 に 照 ら し て 再 就 職 を 促 進 す る た め に 必 要 な 職 業 安 定 法 第 四 条 第 四 項 に 規 定 す る 職 業 指 導 を 行 う こ と が 適 当 で あ る と 認 め た も の 」 と あ る の は

「 口 雇 用 保 険 法 第 二 十 二 条 第 二 項 に 規 定 す る 厚 生 労 働 省 令 で 定 め る 理 由 に よ り 就 職 が 困 難 な 者 で あ つ て、 同 法 第 二 十 四 条 の 二 第 一 項 第 二 号 に 掲 げ る 規 定 す る 地 域 内 に 居 住 し、 か つ、 知 事 が 同 法 第 二 十 四 条 の 二 第 一 項 に 規 定 す る 指 導 基 準 に 者 に 相 当 す る 者 と し て 規 則 で 定 め る 者 に 該 当 し、 か つ、 知 事 が 同 項 に 規 定 す る 指 導 基 準 に

照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行
照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行
うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）
うことが適当であると認められたものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附
則第三項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十
条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第三十九項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第
一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以
下同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第十条第一項第二号に規定する所定給付
日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例に
より雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用した場合におけるその者に
係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け
終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第
四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号。以下「改正後職
業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第
十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十
条第十一項（第五号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十条第十五項にお
いて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が
附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月三日

大分県条例第二十六号

大分県税条例等の一部を改正する条例

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十九年七月三日

（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正す
る。

第十二条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の
次に次の一項を加える。

3 知事は、災害その他やむを得ない理由により、書類の提出等に関する期限までにこれ
らの行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当
該行為のうち特定の税目に係る大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関す
る条例（平成十六年大分県条例第三号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子
情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることがで
きないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場
合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。

第十五条第三項中「法第七十四条の三十、第九十七条及び第四百四十四条の五十四の規定
によつて準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条の」を「法第
二十二条の二十八第一項の規定による」に、「罰金、科料相当額」を「罰金に相当する金
額」に改める。

第二十五条の三第一項第四号の表の特定非営利活動法人地域環境ネットワークの項中
「平成二十四年一月一日から平成二十九年九月三十日まで」を「平成二十九年十月一日か
ら平成三十四年九月三十日まで」に改める。

第三十六条の二第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場
合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日
において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、
「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条
第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて
「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一むねの建物」を「家
屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項におい
て「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を
「の規定の例により算定した」に、「天井」を「天井」に、「程度等」を「程度その
他施行規則第七条の三第一項に規定する事項」に、「第七条の三」を「第七条の三第二項
及び第三項」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分し
て」に改め、同条第九項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「が
された」を「があつた」に、「、当該保留地予定地等」を「、それらの保留地予定地等」

大分県報号外（条例）

に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「、それ」を「、これ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第五項」を「前項」に、「天じよう」を「天井」に、「程度等」を「程度その他施行規則第七条の三第一項及び第七条の三の二第一項に規定する事項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合) により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第七条の三の二第一項に規定する事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて施行規則第七条の三の二第二項において準用する施行規則第七条の三第二項及び第三項に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者(次項において「区分所有者」という。)が同法第三条に規定する一部共用部分(附属の建物であるものを除く。))で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。)を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第七条の三の二第三項に規定するところにより補正した当該専有部

分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
第三十六条の二の次に次の一条を加える。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第三十六条の二の二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

2 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

3 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

第三十六条の十二第一項中「納税者」を「納税義務者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「還付の申請書」を「規定による還付を申請する者は、不動産取得税の還付申請書」に改める。

第三十六条の十三第一項中「第三十六条の二第七項前段」を「第三十六条の二第八項前段」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

第五十三条の五第一項第二号中「法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)」を「法第二十二条の二十八第一項の規定による通告処分」に改める。

第九十九条第一項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第六条第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第二十二條の二中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四号イ(2)及び第五号ロ中「百分の百三十」を「百分の百四十」に改める。

附則第二十二條の二の第二項中「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。)」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第三項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の二の第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第七項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十一項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十六項」に改め、同条第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十七項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第十七項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同条第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第十八項」を「附則第四条の五第二十項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十九項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第二十三項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十四項」に改め、同条第

八項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十五項」に改め、同号イ(2)を次のように改める。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第二十二條の二の二第八項第一号ロ中「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十六項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第二十五項」を「附則第四条の五第二十七項」に改める。

附則第二十二條の三の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第二十二條の二の二第二項に規定するガソリン自動車」を「附則第二十二條の二の二第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 二 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第六項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の三の二第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

- 三 附則第二十二條の二の二第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第二十二條の三の二第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第八項」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第九項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同号イ(3)中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十二項」に改める。

第二條 大分県条例等の一部を改正する条例の一部改正

第二條のうち大分県条例第五十九條の見出し及び同条第一項を改め、同条を第六十條の十二とし、同條の次に六條を加える改正規定のうち、第六十條の十七第一項第二号中「法において準用する国稅犯則取締法の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を「法第二十二條の二十八第一項の規定による通告処分」に改める。

第二條のうち大分県条例第五十三條の次に十一條を加える改正規定のうち、第六十條第四項中「(平成十六年大分県条例第三号)」を削る。

(災害被害者に対する県稅の減免等に関する条例の一部改正)

第三條 災害被害者に対する県稅の減免等に関する条例(昭和三十八年大分県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中大分県条例第十二條の改正規定及び第三十六條の二の次に一條を加える改正規定並びに第二條の規定(大分県条例等の一部を改正する条例第二條のうち、大分

県税条例第五十三條の次に十一條を加える改正規定の改正規定に限る。) 公布の日

二 第一条中大分県税条例第二十五条の三第一項の改正規定 平成二十九年十月一日
三 第一条中大分県税条例第九十九条第一項の改正規定及び同条例附則第六条の改正規定並
びに第三条の規定 平成三十一年一月一日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の大分県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の
県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平
成三十年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第三十六条の二第五項から第七項までの規定は、平成二十九年四月一日以後に新
築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭
和三十七年法律第六十九号)第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用
部分(以下この項において「共用部分」という。))とされた附属の建物を含む。)(同日
前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(同法第二条第三項に規
定する専有部分をいう。以下この項において同じ。))を有するものを除く。)(の専有部分
等(専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。))のこの条例の施行の日
(以下「施行日」という。))以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、
同月一日前に新築された第一条の規定による改正前の大分県税条例第三十六条の二第四項
の一むねの建物(同法第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以
下この項において「特定家屋」という。))の専有部分等の取得、同日以後に新築された特
定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するも
のに限る。)(の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売
買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)(の専有部分等
の施行日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第三十六条の二の二の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後の
不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対
して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課す
べき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税
については、なお従前の例による。

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十七号

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例(昭和三十八年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正す
る。

第二条の三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、
「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第二条の四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改
める。

第三条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。
第三条の二第一項及び第三条の四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十
一年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例(以下「新条例」と
いう。))の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条の三から第三条の二まで及び第三条の四の規定は、平成二十九年四月一日
以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は
増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

3 新条例第二条の三から第三条の二まで及び第三条の四の規定の適用を受けることとなっ
た者が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))前又は施行日から一月を経過す
る日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項
に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定に
かわらず、施行日から一月を経過した日とする。

ふるさととおいた応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十八号

平成二十九年七月三日

大分県報号外(条例)

七

ふるさとおおいた応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさとおおいた応援基金条例（平成二十年大分県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ふるさと大分を守り元気づける」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 県内に就業した大学生等の奨学金の返還を支援すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、ふるさと大分を守り元気づける施策

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十九号

大分県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

大分県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成二十四年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十四条の六第三項」を「第四十四条の五第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十号

大分県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例

大分県宅地建物取引業審議会条例（昭和四十九年大分県条例第十八号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十一号

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五五七人」を「三、五七三人」に改め、同項第二号中「七、二〇五人」を「七、一五四人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。